

よくあるご質問（防犯編）

Q： 近隣から聞こえてくる騒音がうるさい。

A： 騒音が発生している原因にもよりますが、騒音が長時間続く、深夜帯にまで及ぶ等、日常生活において、著しく他者の迷惑となっている状態であれば、警察官が臨場いたしますので、騒音が発生している段階で、110 番通報または最寄りの警察署に通報してください。

なお、騒音の原因が飼育動物の鳴き声であれば最寄りの保健所、工場や建築工事の作業音であれば、騒音が発生している場所を管轄する市・町役場にご相談ください。

Q： 不審な行動をする人物（車両）を目撃した。

A： まず、ご自身の身の安全を確保してください。

そのうえで、不審である理由（長期間の駐停車、追従、声掛け行為、深夜帯の徘徊、その他迷惑行為等）と目撃した日時、場所、人物の特徴、進行方向等を最寄りの警察署に通報してください。

なお、現在も行為が継続されている場合は、すぐに110 番通報してください。

Q： 近隣住民や知人とトラブルになっている。

A： トラブルに発展した経緯、相手の言動等を詳しくお伺いする必要があるかと思いますので、県警本部広聴・被害者支援課（087-833-0110）に電話していただくか若しくは最寄りの警察署にご相談ください。

なお、相手と喧嘩になり、暴力を振るわれる等、緊急性のある場合は、すぐに110 番通報してください。